

答申第1号

諮問第3号

件名：通信簿、生活日誌、連絡帳等、子に関する書面に残っている物 小学校1年生から現在のものの不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

みよし市教育委員会が、令和4年3月30日付け3み教令学第2699号で行った個人情報不開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求に至る経過

ア 審査請求人は、みよし市個人情報保護条例（平成15年三好町条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、令和4年3月17日付けで、「通信簿、生活日誌、連絡帳等、子に関する書面に残っている物 小学校1年生から現在のもの」について、個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ みよし市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、令和4年3月30日付けで、「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第18条第1号に掲げる情報（開示請求の対象となる本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。以下「不開示情報」という。）を開示することとなるため、条例第21条の規定により、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する」旨の不開示決定（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、本件不開示決定処分を不服として、令和4年4月7日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件不開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、次のとおりである。

ア 今回の請求に対する決定が条例に適合していない。

イ 今回の請求に対して保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで条例第18条第1号にかかげる生命、健康、生活又は財産を害する恐れがあることになるのか納得出来ずその理由の説明をくわしく聞きたい。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を、令和4年4月7日付けの審査請求書、令和4年6月9日付けの反論書及び令和4年8月12日受付の再反論書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対して、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、生命、健康、生活又は財産を害する恐れがあることになる理由の説明、判断材料及び証拠が不明確である。
- (2) 実施機関が令和4年4月28日付けの弁明書において例示しているさいたま地方裁判所（平成18年（行ウ）第27号）平成19年4月25日判決（以下「判例」という。）と今回の状況は、はなれている。
- (3) 実施機関は、「子の親権が定まっていない中で、子と同居していない親が、法定代理人の立場で子の個人情報の開示を求めた」という点は、判例と一致していると考えていると主張するが、判例の一部の文言で決定を下している時点で断る理由の切り抜きをしている対応である。
- (4) 実施機関は、判例では、「親同士で子供の取り合いとなったり、子に対する暴力が主張されているケースでは、子供とともに生活していない親が、探索的な情報開示請求をすることにより、子の住居地を探索したり、それを把握した上で、子連れ去ったり、関係者に自己の主張を通すために一定の働きかけをしたりする等の行動を起こすことも稀ではないことは公知の事実である。」としていると主張しているが、証拠や聞き取りも無しに引用してくるところはかなり危険な事をしていると感じる。
- (5) 私が子の住居と学校を知っている段階で判例とは一致しないはずだが、「学校の生活状況」を知る事によって実施機関が危惧する理由を判例ではなく実施機関に聞きたい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を令和4年4月28日付けの弁明書及び令和4年7月5日付けの再弁明書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 判例では、「親同士で子供の取り合いとなったり、子に対する暴力が主張されているケースでは、子供とともに生活していない親が、探索的な情報開示請求をすることにより、子の住居地を探索したり、それを把握した上で、子連れ去ったり、関係者に自己の主張を通すために一定の働きかけをしたりする等の行動を起こすことも稀ではないことは公知の事実である。」としている。さらに、「子の親権者の相当性をめぐって両親が争っている中で、（中略）法定代理人（親権者）の立場で子の個人情報の開示を求めたときは、その適否判断において、当該請求者が本人の生命、健康、生活等についてどのような知識を有しているかどうかは問題とならず、当該情報の性質そのものから客観的に本人の生命、身体、生活等を害するおそれがあるかどうかを判断するのが相当である。」と判断されている。

- (2) 離婚調停中である審査請求人からの本件請求は、他方の親からの了解を得られずに行われたものであるため、請求に係る保有個人情報を開示又は不開示とすることは、判例にあるように、子に予期せぬ事態が発生し、生命、健康、生活等に不利益が生じてしまう可能性があることから、本件請求に係る保有個人情報は、不開示情報に該当し、当該情報の性質及び審査請求人と子の状況から客観的に判断した結果、条例第21条の規定に基づき、存否応答拒否とすることが適切であると考えます。
- (3) 判例では、「開示請求に対する判断をするに当たり、どのような方法によりどの程度の調査をすべきかは、同委員会の適切かつ合理的な裁量に委ねられる」としていることから、実施機関において把握している情報、本件請求の内容等から総合的に判断し、本件不開示決定処分をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 本件不開示決定処分の妥当性について

本件請求に係る保有個人情報は、「通信簿、生活日誌、連絡帳等、子に関する書面に残っている物 小学校1年生から現在のもの」であり、実施機関は、条例第21条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する本件不開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、生命、健康、生活又は財産を害する恐れがあることになる理由の説明、判断材料及び証拠が不明確である旨を主張している。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する実施機関の決定について、条例の目的及び規定の内容に照らして、妥当であるかを審査するものであり、その判断は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年三好町条例第30号）により付与された権限の範囲内で行うべきものである。

以上の考え方を基本とした上で、本件不開示決定処分の妥当性について検討する。

(2) 本件に係る条例の規定について

ア 個人情報の開示請求については、個人の権利利益を保護する目的から、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとしている（条例第16条第1項）。しかしながら、未成年者又は成年被後見人及び本人の意思が明確で本人による開示請求が事実上困難な場合については、例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人から本人開示請求に関する代理権を与えられた者は、本人に代わって開示の請求をすることができるとしている（条例第16条第2項）。つまり、未成年者の保有個人情報の開示請求は、本来、未成年者からの請求により、当該未成年者に対して開示するものであるが、法定代理人である親については、子に代わり、子の情報の開示を請求することができるということを定めているものである。

イ 保有個人情報の開示義務については、開示請求に係る保有個人情報に、不開示

情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないとしている（条例第18条）。通常、子の法定代理人である親が子に代わって開示請求をする場合、開示による子の利益と親の利益は一致すると考えられるが、開示によって子の利益を害するおそれがあると認められる場合は、当該保有個人情報に不開示情報が含まれることとなる。

ウ 不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとしている（条例第19条）が、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとしている（条例第21条）。

(3) 個人情報の開示の適否判断について

ア 子の親権が定まっていな中で、一方の親が法定代理人である親の立場で子の個人情報の開示を求めたときは、当該個人情報の開示の適否判断において、当該請求者が子の生命、健康、生活等についてどのような知識を有しているかどうかは問題とならず、当該情報の性質そのものから客観的に子の生命、身体、生活等を害するおそれがあるかどうか、つまり、子の利益又は不利益になるかどうかを判断するのが相当である。

イ 審査請求人は、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、生命、健康、生活又は財産を害する恐れがあることになる理由の説明、判断材料及び証拠が不明確である旨を主張しており、当審査会としても、本件不開示決定処分妥当性について審議する立場にあることから、審査請求人が主張する点について審議しなければならない。

ウ しかしながら、本件については、本件請求時点において、子の意思が不明確であり、審査請求人からも子の意思の有無を判断できる資料が証拠として示されておらず、子の状況が客観的に明らかになっていない。その中において、当審査会が子の状況を積極的に調査することは、審査会の権限を越えてしまうものと考えられる。

エ したがって、「子供とともに生活していない親が、探索的な情報開示請求をすることにより、子の住居地を探索したり、それを把握した上で、子を連れ去ったり、関係者に自己の主張を通すために一定の働きかけをしたりする等の行動を起こすことも稀ではないことは公知の事実」であり、離婚調停中で子と同居していない審査請求人が、実施機関が他方の親の了解がなければ子の様子を伝えることはできない旨を説明したにもかかわらず、本件請求をした以上、実施機関としては、調査権限がない中で、実施機関が把握する情報及び本件請求の内容だけでは、保有個人情報を開示又は不開示としたとしても、子に予期せぬ事態が発生し、生命、健康、生活等に不利益が生じてしまう可能性が全くないと判断することはで

きないと考える。

オ 以上のことから、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した実施機関の不開示決定処分については妥当であると考える。

(4) 審査請求人のその他の主張について

個人の権利利益を保護するという制度の目的から鑑みて、親による子の保有個人情報の開示請求は、親（審査請求人）の利益ではなく、あくまで子の利益のためになされるべきものであり、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも本件請求が子の利益になるというような客観的に明らかなものではないため、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

令和4年4月28日	諮問
令和4年4月28日	実施機関から弁明書を受理
令和4年5月6日	審査請求人に弁明書を送付
令和4年6月9日	審査請求人から反論書を受理
令和4年6月9日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
令和4年6月10日	実施機関に反論書を送付
令和4年7月5日	実施機関から再弁明書を受理
令和4年7月7日	審査請求人に再弁明書を送付
令和4年8月12日	審査請求人から再反論書を受理
令和4年8月15日	実施機関に再反論書を送付
令和4年8月18日	実施機関から再々弁明書の提出を行わない旨の通知を受理
令和4年10月5日	令和4年度第3回審査会 審議
令和4年11月23日	審査請求人から口頭意見陳述の申出の取下げ
令和4年12月1日	令和4年度第4回審査会 審議
令和5年2月8日	令和4年度第5回審査会 審議